

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第30回、平成27年度第1回）

日時 平成27年6月16日（火）

午前9時30分

場所 ルビノ京都堀川「アムール」

○座長

皆さん、おはようございます。

次第にありますように、今年度は、これまで10年間依拠してきた、京都府人権教育・啓発推進計画そのものの見直しですが、まず、最初の大きな仕事になります。その中でも、きょうは大筋のところを議論したいと思います。その後、2回ほど審議を重ねまして、本年中には最終案をまとめることとなります。その間にはパブリックコメントもありますので、どうかそういうものを見込んで大きな立場で議論いただけたらと思います。

議 事

（1）第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の策定及び構成について

○座長

本日予定されている議事は2件と聞いております。

それでは、議題の1について、事務局から説明していただきます。なお、委員からの質問、意見は説明終了後にいただくこととします。

それでは、よろしくをお願いします。

○事務局

人権啓発推進室です。まず、前回の意見等を踏まえて次期計画案の概要等を取りまとめた資料が資料1「第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の策定について」になっています。

この資料1の「1 計画改定の背景」についてですが、京都府では、平成17年1月に策定しました現計画に基づき、人権教育・啓発の取組を推進しているところですが、この間の少子高齢化や情報化の進展、また経済格差の拡大、国際情勢の変化などに伴いまして、新たな人権問題も顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化してきている状況があります。

本年12月に現計画の計画期間が終了しますことから、この計画を見直し、社会・経済情勢の変化に伴う人権課題を踏まえた計画を策定していこうというのが、計画改定の背景です。

次に、「2 計画の位置づけ」です。これは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、府が今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものという位置づけとしています。

「3 計画期間等」につきまして、改定時期は平成27年12月、計画期間は平成28年1月から平成37年12月までの10年間としています。なお、計画期間途中でも、必要に応じて見直すこととしています。

「4 改定の方向性」についてです。次期計画におきましても、現計画の目標や位置づけ、目標達成のための手法などの考え方を継承していくこととしておりまして、人権の基本的な考え方や人権教育・啓発の視点・方針等を整理することとしています。

また、社会・経済情勢の変化に伴う人権課題も反映するとともに、わかりやすく、より実際の教育・啓発につながるよう整理することとしています。

2ページをお願いします。「5 改定に係るスケジュール（予定）」ですが、日程的には、本日が第1回の懇話会、8月6日に第2回の懇話会を開催する予定としています。

第2回の懇話会においては計画素案を議論いただくということで、計画の構成や骨子、基本的な考え方について、本日の意見を踏まえて素案を取りまとめますが、素案の取りまとめに当たりましては、各委員の皆さんの専門分野につきまして、個別に意見を伺う予定にしていますので、よろしくお願いします。

そして、8月6日の第2回の懇話会で、各委員から素案に対する意見をいただき、それを踏まえて中間案を取りまとめ、9月1日に開催します第3回の懇話会で議論いただくこととしています。その後、事務的に中間案を取りまとめまして、9月の京都府議会へ報告した後、10月にパブリックコメントを行う予定です。

その後、府議会の意見やパブリックコメントの意見等々を踏まえまして、最終案を取りまとめ、11月下旬に第4回の懇話会を開催し、最終の議論をいただき、12月府議会へ最終案を報告した後、計画を策定する予定としています。

次に、第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の骨子案について説明します。

資料2「新京都府人権教育・啓発推進計画 改定の骨子（案）」の、1ページをお願いします。本資料は、現計画と次期計画案の構成・骨子を比較した資料です。改定計画の構成・骨子につきましては、先ほど説明しましたとおり現計画を継承・発展することとしていますので、基本的に大幅な変更は行わず、わかりやすい構成・骨子に修正することとしています。

まず、第1章につきましては、現計画と同様の構成とし、骨子として、近年の状況を追記することとしています。

次に、第2章につきましては、章の名称を「計画の基本的な考え方」に変更し、計画の目標は現計画と同様の「人権という普遍的文化の構築」としまして、この目標の実現に向けた基本的な考え方を追記するというので、計画の基本的な内容を記載することとしています。この「基本的な考え方」につきましては、現計画にあります4つ「人権教育・啓発推進の視点」、そこから考え方を抽出して追記するということとしています。

また、下のほうですが、現計画の「人権教育・啓発推進の視点」を「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に名称を変更したいと思っています。なお、先ほど言いました「目標の実現に向けた基本的な考え方」とこの基本方針につきましては、次の議題で御意見をいただくこととしています。

また、「計画の目標年次」を「計画期間」に、また、現計画では「計画の推進」というところがありますが、「推進体制等」は、第5章に組みかえをすることとしています。

次に、資料2の2ページをお願いします。第3章の「人権問題の現状等」についてです。この間の社会・経済情勢の変化等々に伴いまして、人権課題や法律・条例の制定、施策の取組状況、府民調査結果や各委員からの意見をそれぞれの人権問題の現状に反映していくこととしておりまして、その内容等につきましては、右側の欄内に記載しています。

また、犯罪被害者及びインターネットによる人権侵害につきましては、現計画では「さまざまな人権問題」としていますが、これを組みかえて大きな項目のほうに持っていくということとしております。また、個人情報の保護につきましては「個人情報に関わる人権」に、性同一性障害を「性的少数者」に変更することとしています。

3ページをお願いします。「さまざまな人権問題」に追加する新たな人権問題については、3月の懇話会での意見を踏まえ、二重線の枠内にありますが、「北朝鮮当局による拉致問題等」や「自殺の問題」、「災害時の配慮」や「職場における人権」を予定しています。

次に、「第4章 人権教育・啓発の推進」についてです。「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」及び「人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進」については、第2章の「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」を踏まえて取りまとめていくこととしています。これまでの懇話会で各委員からいただきました、「子どもを取り巻く状況が厳しくなる中、教職員の世代交代が進んでおり、人権問題の理解と認識を深める研修の充実が必要」とか、「研修等が行き届きにくい非正規労働者や人権に興味のない層などに対して、インターネットの活用などアプローチの工夫が必要」とか、「人権というと難しいものと考えられがちであり、身近なものとして考えられるような人権教育や啓発が必要」などの意見を踏まえて取りまとめていくこととしています。

4ページをお願いします。第4章に、新たに「相談機能の整備等」を追記することとしています。また、指導者の養成、人権教育・啓発資料の整備、調査・研究成果の活用については、現計画では第5章ですが、第4章へ移行するということとしています。

最後に、「第5章 計画の推進」についてです。現計画の第2章から移行するということとしておりまして、推進体制や計画に基づく教育・啓発の取組の点検・評価、フォローアップについて記載することとしています。

以上が、次期計画案の構成・骨子案の概要です。

続きまして、次期計画の体系について説明をさせていただきます。資料3「第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）の体系（案）」です。本資料は、ただいま説明しました構成・骨子を体系的に示した資料として、1枚目が次期計画案の体系図、2枚目が現計画の体系図になっています。

1ページ、目標につきましては、現計画と同様「人権という普遍的文化の構築」としてしておりまして、この目標の実現に向けた基本的な考え方を3つ挙げることとしています。

また、総合的かつ計画的な人権教育・啓発の推進に当たりましては、現計画と同様に4つの基本方針により進めることとしています。この体系図の中の3つの基本的な考え方と4つの基本方針については、次の議題で意見をいただくとこととしています。

そして、この施策の枠内に先ほども言いました相談機能の整備等を新たに追記しますとともに、計画の推進体制や懇話会の位置づけを示しています。

以上が、計画の改定及び次期計画の構成・骨子、体系の概要です。よろしくをお願いします。

○座長

説明どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対して、質問や、コメントがありましたら、どなたからでも遠慮なくお願いします。

中身はそう変わってないですけども、構成が、かなり整理されてわかりやすくなったというふうに思います。そういうことも踏まえまして、どんなことでも結構ですので。はい、どうぞ。

○委員

資料1の「1 計画改定の背景」の2番目のところ、基本的には問題は捉えておられると思いますが、少子高齢化や情報化の進展というところに、国際化とか、グローバル化のほうがびったりくるとは思うんですが、日本語じゃないのでどうかとは思いますが、外国で起こったことが日本にも影響する、日本で起こったことが外国に広がるという問題がありますので、入れていただけたほうがいいのかと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。

○事務局

御指摘のとおり、グローバル化という視点で捉えるところが、今の案では抜けているかと思えます。経済的にも非常に、世界との距離感は近くなっていますので、そういったところから各国、地域地域が影響を受けやすいということは事実かと思えますので、その視点も踏まえて考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○座長

ほかに、あるいは関連する意見でも結構です。

日本を訪れる外国人の数、絶対数が増えていると。これは中国の一部ですけれど、日本で買物をどかっとするということが、日本人客が落ち込んだ百貨店等のビジネスを維持する上で非常に意味を持っている。また、子ども若いころは考えもしなかったですが、イスラム系の方がたくさん来られるようになって、食べ物について、豚肉は食べないとか、そうした出汁が入ったようなものは摂らないということで、ハラールということに各レストラン等々も留意している。そういう新しい動向があるのは確かなので、人権の問題を考える際にも、単に外国人の人権ということではなくて、それによって影響を受ける日本人も多いわけですから、そういう観点をここへ入れたらどうかというのが先ほどの意見です。我々としても、その点も考えてみたらどうかということだと思います。

ほかに質問、意見ありましたら、どうぞ遠慮なく。はい、どうぞ。

○委員

入れるのは難しいかもしれませんが、資料2の3ページ目の「第4章 人権教育・啓発の推進」のところ、研修等の推進の対象の中にソフトクリエイターみたいな団体等にも働きかけてもらえたらと。残虐な、あるいは人種差別的なゲームソフトとかが出されたりしますと影響も大きく、また国際的な反響というような問題もあります。

啓発ということですから、団体に働きかけてそういうことをやっていくというのは必要なことだと思いますし、特に京都は任天堂とか大きなゲーム会社もありますので、そういうところもやられたら、さすが京都ということになるのではないかなと思います。

○座長

ありがとうございます。教育・啓発に関連して、これも手法だろうと思えますけれども、それにつながるソフトの開発ということも意識的に取り組むほうがいいんじゃないかと。難しい問題ですけども、確かに視覚から入る影響というのは強いので、少なくともその点については考慮の対象にするというか、現状も含めて考え直すと。その関係で、何かありましたらお願いします。

○事務局

はい、ありがとうございます。人権に特に関係する職務従事者の中に、今、指摘いただいたソフトクリエイターというようなところが入るのかどうか定かではないんですけれども、ただ、指摘していただいたことは非常に影響力の大きい部分かとは思えます。

そういった、一般的に、研修というか人権教育、あるいは人権啓発等に関心のない層という誤解を与えるかもしれませんが、そうした方を含めて、今まで比較的对象としていなかった方々

のところ働きかけをしていくことは非常に重要だと思っていますので、そうした視点も考えてみたいと思います。

○座長

ありがとうございます。ほかの委員の方も、どうぞ遠慮なく。

非常に大きな問題で、資料を配りましてすぐですので、なかなか意見あるいはコメントが出にくいかと思いますが、細かい点でも結構ですし、一般的な問題でも結構ですので、どうぞ遠慮なく。

○委員

今のグローバル化についても、国際情勢等の変化に伴いということに入るかなと思いついていたんですが、どちらかというと、国際情勢等の変化というよりはグローバル化のほうがいいのかなと私も思いましたので、グローバル化の進展に伴う日本国内における人権問題の変化みたいなことで入れたらどうかと思いました。

それで、幾つか私のほうから。まず1点目が、資料1の計画の改定時期というのが平成27年12月になっていて、もちろんこれは今までの計画が平成26年に終わるからということだと思ふんですけども、年内なのか年度内なのかということで、議会との動きとか会計年度との動きに合わせないほうがいいのか、合わせたほうがいいのかということについて、これは質問で、どっちがいいのかということを考えていただけたらと思います。もし、その会計年度とか議会とかに合わせたほうがいいのかのならば、10年間プラス3カ月みたいな形で、動かせるならば動かしたほうがいいんじゃないかなと思ったのが1点です。

大きい話になるのかならないのかちょっとわからないんですが、資料3のところで、「目標の実現に向けた基本的な考え方」と書いてあって、①、②、③というふうにあるんですね。①がいわゆる幸福追求権みたいなものだと思うんですけども、②番が個性の尊重、個人として尊重という表現で、③番も価値を認めて尊重し合うことという表現で、②番と③番が重複しているようなイメージを持ちました。②番はどちらかというと平等権の問題になるのかな、③番は個性の尊重ということになるのかなと思いますが、この後の議題でやる、文章的にこういうふうに表示したいというふうにして書いてあるところとも関連させて、ちょっと違和感を持ったので、皆さんというか法律の専門家の方には、もし指摘があったら教えてくださいというのが2番目です。

3番目に、この資料3の真ん中辺にある「人権教育・啓発推進の基本方針」というところに、③として「身近な問題から考える人権教育・啓発」があります。これは、前回の基本方針を引き継いで、順番を変えているように思いますが、ひっかかっているのは③の表現で、人ごとではなくて自分たちの身近な問題として考えていきたいという表現になっているんですが、身近という表現もやっぱり人ごと、すごく遠いわけではなく自分の近くという表現にはなっているんですが、求められているのは、自分も含めた人権ということの延長線上に他者の人権があって、誰かの人権の問題ではなくて一人一人、自分も含めた一人一人の人権についてしっかり考えるということが必要だと思うんです。

この「身近な」という表現が何か変えられないかなというふうに思います。文科省のほうで出している、人権教育の推進に関わるあり方の答申の中では、子どもたちにもわかりやすい表現ということで、私の人権と他者の人権という表現に変えたりしているので、そういう表現に変えてみてはどうかと思います。

ちょっと長くなってしまうんですが、この人権教育・啓発推進計画というのは、少数者に目を置いてつくっているという特徴があると思います。簡単に言うと、世の中民主主義ですので、多数

者の意見というのが当然通ります。多数者がそのまま意見を通していったらどんどん少数者の意見が通らなくなるということで、人権教育とか啓発とか人権関連の法律というのは、少数者に目配りをしようという形で書いてあるんです。

私はそれが当たり前だと思っていますが、今の風潮では人権というと少数者ばかり大切にするんじゃないかというふうに誤解されてしまっている部分があって、ヘイトスピーチはもちろん問題なんですが、彼らは正義をやっていると思ってやっているわけですから、「いやいや、あなたたちの人権の考え方は、そもそも間違っているんじゃないですか」というところから出発しなければいけないと思っていて、そういう意味で人権教育・啓発推進計画というのが、少数者の問題はもちろん大事にするんだけど、当然、一人一人の、まさにあなた、多数者であるかもしれないあなた自身の問題もしっかり考えていかなきゃいけないよねというニュアンスを③番に入れていきたいと思います。

それと、もう一つは、3月の会議のときをお願いしたことなんですが、今回の人権の意識調査結果とも関連したことで指摘したいことが3点目です。人権の施策が推進されてきている現在において、箱というか、システムというか、枠組みはできているんだけど、それを支える人の意識みたいなものが遅れがちになってしまっているんじゃないかというのが、すごく感じていることなんです。

それは、調査結果で出たように、京都府の人権の施策というか、「人権の社会というのが推進していると思いますか」というと、人々は「推進されていると思います」というふうに答えていて、一方で、「人権意識が向上していると思いますか」というと、いやいや人権意識は「後退していると思います」と答えています。お互いの人権の尊重というものに対して、何かすごく不安に思っているような部分も散見されているかなというふうに思います。そういうことからして、何というか、人権が上からトップダウンで来て、みんなが守らなきゃいけないんだみたいな感じなんです。人権って本当はボトムアップして行って、市民が、これはやっぱりおかしいぞと問題を提起していくもので、みんなが合意して新しく人権だというふうにやってきているはずなんです。

けど今は割とシステムが整っていて、パブリックコメントもあるし、いろんな形で訴えられるということで、社会運動をする必要はあまりないし、ボトムアップがすごく弱くなってしまっていて、何か上からトップダウンで来て守らなきゃいけないものなんだと。人権、人権て言うてうっとうしいみたいな風潮があるので、それを何とか今回の計画で、みんなが、市民がエンパワーして、自分たちの問題意識に基づいて人権を大切にしていくということが人権文化を築くことなんだというニュアンスを何とか入れたいと思います。どこにどう入れていいのかわからないんですが、皆さんがどう思うか聞きたいです。

○座長

はい、ありがとうございます。何点か指摘されましたけれども、まず、計画の時期的な枠組みについて、何年から何年というよりも、いわゆる年度、つまり3カ月ずれるんですけども、それに合わせることをこの際考えたらどうかと。

それから、内容的には、これは難しいんですけども、人権そのものは、最終的にはそれは個人の問題になるんですが、それを単に身近という表現じゃなしに、自分の問題として、自分の人権として考えたらどうなるのか。それは当然、他人の人権を尊重することの裏返しというか、つながりますので、そういったことがパッと来るような表現を考えたらどうかという指摘だろうと思います。

それに関連して、人権の枠組みというか、民主主義というのは選挙で多数を得た政党ないし主張が全体を代表するということですけども、それは絶えず少数者の権利の無視につながりかね

ないので、そういう意味で、人権というのは、ある意味その周りの人の立場を強調するという
ことで、そのことは大事なんですけれども、それは同時に多数者が自分たちの人権、そして少数者
の人権、あるいは、多数者の責任として、そういうものを自分の問題として考えることがおろそ
かになってはならないと。

トップダウンに対してボトムアップという表現を使われましたけれども、人権は自分たちの問
題で、自分が頑張らないといけない。そのことは、同時に他人の人権を尊重することにつながる
んだという、そこをわかりやすく言う工夫というのを、単に一般論じゃなく、読んだ人
がピンとくるように書くにはどうしたらいいかと。その点について、他の委員の皆さんの意見も
伺いたいという指摘だったのだろうと、私なりに考えています。

いろいろ出していただいていますので、どうぞ遠慮なく。はい、どうぞ。

○委員

さきほどの問いかけにも答えないとだめなんですけども、最初に、私のほうから話したいのは、
資料2の初めのところの右端の追記で近年の状況というのがあります。近年の状況と、ここに、
人権に関する問題意識というのが多分入るんだろうと思いますが、この10年間の状況の変化の
第一として、我々が考えなければならない、忘れてはいけないのは、東日本大震災です。その記
述は、ここの中に入れてほしいと個人的に思いますし、震災で大きく人権が侵害される事態にな
って、今もそれが続いていると私は思います。

被災地の問題から人権という観点でどういう教訓を引き出すかということ、我々は考えない
といけないと私は思います。もう4年以上経って、そういう意識はものすごく薄れてきているん
ですけども、この問題意識は持っているよということは、ここに書いてほしいと思います。

具体的にどう落とし込むかというのはよくわかりませんが、多くの人たちが被災地に駆けつ
けていろんなボランティアをやりました。若い人に限らずシニアの方も出かけていったというの
は、四角四面な人権意識とかいうものじゃなくて、やっぱり、助けようという気持ちで行ったと
いうことだと思います。そういう潜在的な意識はみんな持っているということの例示だと思うの
で、それをきちんと押さえておくということも、さきほどの問いかけへの答えにならないかなと
思いました。

そういったことがあるんだよということを提示するというか、我々が日常の中でどう継続して
持ち続けていくかという仕組みを考えないといけないと。人権について、全く何も考えていない
のではなくて、発露する状況になっていないというのかな、その点が問題かなと思います。

私の言いたいことに戻りますと、具体的には、近年の状況の中で東日本大震災に触れてほしい。
そこから人権問題をくみとってほしい。そういう問題意識をここに反映させるべきじゃないかと
思います。その中で、京都からも若い人たち、お年寄りも、ボランティアで被災地に行っただ
ような例示も挙げたらどうかと思いました。

○座長

ありがとうございます。人権が問題になる状況、危機的な状況が発生したときに、通常の意識
では行動に現れないことが出てくる。人権について考えていないわけじゃなくて、それを発揮す
る場あるいは機会の問題ですね。そういう意味で、東日本大震災のことにどこかで触れる。ある
いは、先ほどの、その背後にあるような問題についても触れるということが、特に現計画策定後
に起こった非常に大きな出来事ですので、特筆すべき、あるいは特筆を考慮すべき事項の一つ
ではないかと。それは同時に、さきほど出された問いかけに対する答えにもつながるということ
ですね。はい、どうぞ。

○事務局

教育委員会も、今、10年間の教育の答申の見直しをかけているんですが、その検討にあたって、東日本大震災というのが一番大きなことだったんですけども、京都では3年連続で集中豪雨があったんです。他府県からみても特筆的なことで、このときに中学生、高校生がいろんなボランティア活動をして、他人のことを思う、他人のためになるというような活動もしてきました。京都特有のそういうことも入れながら、災害から学ぶというか、人権を学ぶというのは非常に大切かと思えます。

それと、さきほどお話しがあった、自分と他者の人権というのは、この計画ではある程度、一人一人を大切にしたら人権教育・啓発というときに、自分の人権を考えるには、やっぱり他者の人権というのはあるんだよということを語らせてもらっているのが、現計画なんです。

「身近な」というのは、どちらかというと社会風土とかいろんな慣習とか、そういうものにも人権に関わることがあるんだということを書かせてもらっているのが、「身近」がいいのかどうか分からないですが、自分の人権と他者の人権というのは、「一人一人を大切に」ということで、現計画で書いているのが実情です。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。ほかの委員も、どうぞ遠慮なく。

文章も難しいですね。書いた人の思いがどういうふうに伝わるかという。はい、どうぞ。

○委員

今、補ってもらったとおりでありますが、ちょっと気になっているのは、例えば相談窓口業務をこれからもっと充実させようという方向に行きますよね。

例えば、今の大学生という若者に接していると、セクハラとかパワハラとか、嫌な経験をしたときに相談をするということはずごく進みました。前は泣き寝入りしていたのが、相談窓口があるよとすごく周知もしたから、若者の中で、いろんな形で、とにかく相談をするということができるようになってきたんですね。

ただ、もっと手前で、嫌なことをされたその場で「ノー」と言う力が欲しいんです。全員が強い主体になれというのは難しいと思うんですけど、でも、その場はとにかくおさめてニコニコやり過ごしてしまっただけで、後で悔しい思いをしたとって相談をすると。で、そこから、第三者に入ってもらって相手に謝ってもらうということも、もちろん大事ですし、それも人権の進展なんですけれども、権利主体としての力量形成みたいなことをどこかに入れたいと思っていて、この人権教育・啓発推進計画というのは、みんなに対して「こういうことを守ってね」、「こういう状況なんだからわかってね」というニュアンスがどうしてもついて回っていて、それで、「困ったときは窓口に来てね」といった形になっています。

繰り返しになりますが、どうエンパワーをするか、それぞれが持っている力をどう生かしていくか、それをどう高めていくか。具体的には、例えば部落の場合だったら識字活動ということを一生涯懸命やってきた。基本的な学習すらできなかった人たちが、識字の勉強をする中で自分たちの権利に目覚めていく。あるいは、日本語学級でも同じようなことを今、大阪とかでやっていますけれども、そういうふうに、教育から度外視されているからこそ、教育を取り戻す中で自分の権利についても考えていくという、発展途上国では非常に熱心にやっているやり方なんですけど、そういう人権教育というものが、先進国だから要らないのかというと、やっぱりそういうのが欲

しいなと思っていて、恐らくどこの都道府県もそういう観点ではつくらないと思うんですけども、ちょっとそこが気になっているんです。

○座長

はい、ありがとうございます。自分をそのまま出さないというか、出す前に抑えるというのはある意味で日本文化の一つの流れ、特色だと思いますけど、それを取り払って、やられたらすぐ「やめろ」と言えるというのが、人権教育、特にエンパワメントの第一歩じゃないかと。それをどういうふうに入れるか、入れないかですね。これは、かなり微妙な難しい問題だろうとは思いますが、後から言うくらいなら、その場で言ったほうが良いという状況もあり得るので、その見極めは非常に難しい。

私も大学でずっと教えてきて、いわゆる途上国も含めて、外国の学生は自分の意見を非常にはっきり言います。で、日本人はわかっているんだけど言わないという、それをいいことと思うのか、よくないことと思うのか、その辺は難しいんですけども、広い意味での人権文化を考えたときの重要な視点とは思いますが。そういう外国の学生を見ると、日本人は何で言わないのかと、言う側としては思いますし、今の意見はそれにつながるんだろうと思います。どうぞ、ほかの委員も遠慮なく。はい。

○委員

ごめんなさい。私がパワハラとかセクハラの実例を出したので座長は個人の問題という形で受けとめられたと思うんです。でも、例えばこの前、京都府が障害者の基本条例をつくったのは、京都府がそういう当事者の意見を一生懸命受けとめてつくられたんだと思いますし、当事者側からも、恐らく全国の中では画期的に、障害者の女性の意見を受け入れて、セクハラを非常に受けてますので、そういうことを受け入れた条例をつくってくれたというふうに評価しておられるわけです。

そういう意味で、少数者の人たちの当事者性というか、エンパワーというのをどこかで支えながらも、さらにその人たちの意見を聞いていくという循環で、実際に人権施策というのは進んでいると思いますが、ある一定程度できてしまうと、みんな安心して何も言わなくなってしまうみたいなどころがあるので、そういう観点だよ、歴史的にはそういう流れの中で人権って進展してきたよねといった、具体的にどうしろということではないんですが、ぜひそういう観点を入れてほしいというお願いです。

○座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○委員

今、18歳以上に選挙権を与えるというので、高校生を中心に、中学生も入るのかな、主権者教育をやるというふうになっていきますけど、これはまさに人権教育ということになります。主権者教育という言葉でなくてもいいので、そういう観点で何か記述が要るのかなと思います。

人権というと、どうしても今までの垢がついているので、誰かに対しての人権という言い方をしますけど、これは主権者の問題なんだという観点がどこかに要るんじゃないかと思うんです。

政治に対する関心が低いとか、投票率が低いというのは、やっぱり主権者意識がかなり低下しているからだだと思いますので、別に高校生や中学生だけに主権者教育をするんじゃなくて、国民

全体への主権者教育というのが、もう一つの隠れた視点としてあっていいのではないかと思います。

○座長

はい。せっかく政府が18歳以上に選挙権を広げる決定をし、議会も認めたので、それに触れて、先ほど来出ている自分の問題として人権を考えると。あるいは、多数者による少数者の意思の尊重と。これ、全部土台でつながるんですけども、そういうのは、これを読んでいけば自然とわかるような、そして、社会がそういう方向に向かって、よりはっきり動いているということが自覚できるような表現というものも工夫していただきたいということだろうと思います。はい、どうぞ。

○委員

資料2の「第3章 人権問題の現状等」なんですけれども、性同一性障害の問題と性的指向の問題をあわせて性的少数者というふうに整理されていて、前回の話し合いを反映していただいたんだなと思って、うれしく思いました。

ただ、前回の会議録を見直しながらすごく思ったんですが、この「さまざまな人権問題」というのと、「その他の人権問題」というのがわかりにくくてですね。全体の構成としては、同和問題、女性、子ども、高齢者というこう大きな柱と、さまざまな人権問題というのは中ぐらいの柱で、その他の人権問題はさらに小さい項目ということで整理をされているのかなとは思いますが、本当に悩ましいところだということも十分に理解するんですけども、最近、本当にいろいろと新しい問題が次々出てきていますから、今回も新規項目が4つ挙げられて、これはさまざまな人権問題のほうに入れられるんですね。そして、さまざまな人権問題のほうから、犯罪被害者とインターネットによる人権侵害は格上げというんですか、大きい柱のほうに移すというようなことで、ちょっと悩ましい状況なんだなということは本当に思うんですけども、この3段構えというのがどうしてもわかりにくいのかなと。せめて2段構えぐらいに整理をし直していただくことはできないのかなと思います。

3段にもしてしまうと、何でそんなに格低く扱われるんだという感じもしないわけでもありませんので、もちろん大きい柱が大きい柱としてあるのは、これは誰もが納得できる項目かなとも思いますし、全てが2段構えぐらいに整理をし直すということはできないでしょうか。

○座長

そうですね、人権問題に優劣はないと思いますけれども、分けるとどうしてもそういう印象が出てくるし、細かく分けるとよりその印象が強くなるので、その辺、書き方でカバーできる側面はかなりあると思います。3段構えよりは2段のほうがいいという指摘ですので、それも考慮していただけたらと思います。

人権問題は一人一人意見が違って当然のことなので、私、先ほど日本人の伝統文化と言いましたけども、お感じになったことはできるだけストレートに、少なくともこの場では出していきたいと思います。

○事務局

すいません、最初に言っていた計画期間の関係、非常に実務的な話なんで、事務局から説明をさせていただきたいんですけども、当初、暦年になっていますのは、やっぱり国連との関係とか、そういうことを意識して10年、1月から12月というようなことになっていた部分があ

るかと思います。ただ、事業は年度年度でやりますし、予算とかも全部そうなっていますので、どこかでそろえたほうが行政としては大変ありがたいし、整理しやすいなという気持ちはあります。これは、またいろいろご意見を伺ってやっていきたいと思っています。

○座長

引き続きご検討いただけたらと思います。どうぞ。

○委員

他の委員の意見を伺いながら感じたことですが、この計画の中で、できましたら基本的な考え方のところに、個人の尊厳を守るといようなことを強調していただければと思います。

京都府の施策の中でも、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現というようにことが書かれていますので、趣旨としては、そのことを十分に踏まえているんだろうと思いますけれども、やはり人権というのは、社会の中での理念だろうと思うんですね。今回、第2章のところ、基本理念というのが基本的な考え方となって、恐らくこれまでの10年を踏まえた上で一応適切にされるには、基本的な考え方と一歩進んだというふうにされるんだと思いますけれども、理念なき人権の擁護というのは無いように思うので、どこかで何かを加えるとすれば、尊厳を守るといようなことをできたらこのあたりでうたっていただければというふうに思います。

そう思いましたのは、先ほどから委員が言っておられるようなことで、一部の社会的少数者という立場の人に対して、その人たちを守ってあげるんだというのが人権というものではないと思うんです。やはり多数者であっても、一人一人の自分の尊厳ということをお互いに大切にしようということがベストだろうと思うわけです。ですから、そのことの上にさまざまな施策が成り立つというような考え方について、どこかで盛り込まれてはと思います。

関連してですけれども、障害のある人のことを、次回以降の懇話会で取り上げていただきたいと思いますけれども、そのことに引きつけて考えた場合に、「第3章 人権問題の現状等」のところ、どこかの時点で、できれば当事者の声を直接聞いて、それを何らかの形でまとめていくようなことはできないだろうか。

さまざまな人権問題があって、それぞれに社会的少数者の方がおられるので、全ての事案について、全ての方々に対してそれをするのは難しいと思いますけれども、状況分析をして、そこから人権啓発や取組をしていくというのではなく、個別の事例により引きつけた声で、私はこういう現状にあると、そういう方がおられるんだというように記述が幾つかあって、そのことを我々はどうのように受けとめるのか、どう私たちは、その人やその人を含めた全ての人についてどう考えるんだというように。書き方はいろいろあるだろうと思いますけれども、むしろ、施策をまとめて整理して読む人も、危機的な状況の分析だけでなく、そこに少し生の声に近いようなのがあると、自分の経験やいろんなことに引きつけて、具体的にリアルにその問題を自分の問題として考えていくための、一つのわかりやすい、大変身近なものになるんじゃないかなと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。後半のほうは、その現状というのを客観的に書いてしまうと、それぞれの問題については、当事者の持っている立場ないし意見というものが抑えられてしまうというか、これは障害者権利条約のときからでしたけれども、この条約は自分たちがつくったんだと、障害者の声を反映して、それを踏まえてつくったんだと。国連の少数者の権利宣言も同じ考え方ですよ。ですから、客観的ということで当事者性が失われないような工夫を表現の上でできないかという、これが第2番目の指摘だったと思います。

第1点は、世界人権宣言の第1条で、全ての人間は尊厳と権利について平等であると書かれています。そこで言う尊厳が何かというと、これが非常に難しい。よく考えると、難しい問題なんです。結局は個々人のいろんな違い、いろんな自主性の尊重ということなんだろうと思いますけども、尊厳ということが、うたい文句で1カ所出てきたらいいのかというと、これも非常に難しい問題。もう少しこう普遍化できるような表現がないか、これも考慮すべき考えであることの一つだろうと思います。

まだ、発言されてない方、もし何かあれば。はい、どうぞ。

○委員

資料3の「施策」の「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」というところに、NPOも入ったらどうかと思います。下のほうに、「行政と、企業、NPO等が多様な主体の協働により計画の推進」となっていますので、NPOを入れてほしいと思います。

○座長

はい。非常に具体的な意見ですので、考慮したいと思います。

○委員

資料2のところで、少しこれは気になるというか、違和感を覚えたところがあって、第3章の「女性」のところで、ワーク・ライフ・バランスであったりですとか、前回の議論でストーカー行為とかもあったと思うんですけども、これだと、ワーク・ライフ・バランスが女性のためだけのものみたいに見えますが、男性も今、主夫をされていたりとかいろいろな人がいる中で、女性の項目に果たして入れていいものかどうかというところが気になりました。

あとは、若年層で人権に触れる機会が非常に多いのが、恐らく就職差別の問題が今かなり大きく挙がっていると思います。どこの項目に入れるべきなのかというところまでは、はっきりと申し上げられないんですが、そういったものの明記があるといいのではないかと思います。

あともう1点、就職差別であったり、自殺の問題とかで結構今ふえてきているのが、目には見えない障害であっても心の病であったりとか、そういう方がすごくふえてきていると思うんです。何かしらどこかしらに、その要素を取り入れられると、今後10年間でもっとふえていくであろう方に対してカバーできるのではないかなと思います。以上です。

○座長

はい、ありがとうございました。それぞれに具体的な意見なので、おっしゃるとおりワーク・ライフ・バランスは、むしろ日本では企業に振り回されている男性のほうが家庭生活にもっと時間とエネルギーを割いてくれないと。これは工夫する余地は十分あるだろうと思います。

あとは具体的な難しい問題なんですけども、差別というのも、自由化が進んで競争が激しくなると格差というのはどうしても出てくるので、その格差の問題にどううまく対処するか、これは非常に難しい問題ですけれども、いろんな意味の差別を具体的に挙げる場合に漏れているものがないか、あるいは新しい現象としての差別を取り込んでいるかどうか、これは非常に重要な視点だろうと思います。

それから、最後おっしゃった心の病の問題、これも難しいんですけども、確かに自由主義社会、個人主義で、競争によって格差が生じる。そういうことから生じる心の問題も、人権の重要なテーマですよということをどこかで触れるというのは非常に大事ではないかと思います。もし、事務のほうで、ここでこういうのを扱っているということがありましたら、どうぞ。

○事務局

ワーク・ライフ・バランスの関係については、もう御指摘のとおり、女性の問題というよりも、むしろ男性の問題という部分が非常に強いなと思っています。

何でこんな記載になったかという、女性の問題もちろんなんですけど、男女の問題として書いたときに、言葉としてここに入ってしまったということで、意味合いとしては、ちょっと誤解を招きますので、十分留意をしていきたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。みんな発言しないといけないことはないんだけど、意見がありましたら、どうぞ。

○委員

この人権問題の現状等ということで、資料2の第3章のところを開けていただきたいんですけども、たくさん課題がある中で、課題と課題が実はリンクしていたり、また特に女性は職場における人権問題もたくさんあるとか、もちろん、これは男性にもありますし、若者というところもあると思うんですけども。最近とても気になっていますのが、高齢者が犯罪被害者になりやすいという状況がありますよね。この間の年金の個人情報流出問題でも、すぐに詐欺被害が起こるんじゃないかみたいに心配をされて、そして、すぐ実際に起こってしまったということもありました。振り込め詐欺というんですか、いろんな詐欺の被害者に高齢者がとってもなりやすいという状況がありますのも、高齢者の人権問題の中では、医療とか介護とか、孤独死を防ぐとか、そういう施策が多分中心になるんだろうと思うんですけども、犯罪被害者にならないようにといったことも含めて、それも結局は高齢者が孤独でいるから起こるということにつながっていると思います。

そして、また被害に遭われた方は、後々すごく悔やまれて心を病んでしまうようなケースもあると聞いていますので、そういうことも含めていただきたいと思っています。

○座長

高齢者の被害にも触れるべきだという指摘です。意見がいろいろ出ていますけれども、時間全体のバランスで、資料4も今日の検討対象に入っていますので、また。はい、今の1, 2, 3の中の問題ですか。では、簡潔にお願いします。

○委員

先ほどの心の問題の扱いですけれども、私の認識では障害のある人の課題と非常に重なる部分もあるんじゃないかと思っています。障害には、知的障害や、身体障害とかありますが、精神障害や、最近発達障害の方の問題が社会的に大きくなってきています。この10年で、精神障害のある方の社会的入院をどうするんだという問題が出てきましたので、もしかすると、心の問題もその辺のところと重なるのかもしれないと思いました。

あと、記述の点で2点ですが、「障害のある人」という書き方がされていますが、ある方は「障害がある人」というふうに言っておられて、助詞一字の問題なんですけれども、「の」にするか、「が」にするかというのは、私自身も使い分けて両方使うので、どちらでないといけない、どちらが正しいというのはさまざまな意見がありますが、この場で、「障害がある」とする

か、「障害のある」とするかというのは、国際法やWHOの見解をどのように考えるのかということと関連するのかなと思います。

もう一点、書き方のところで、「刑を終えて出所した人々」というのも、障害のある方の中では軽微な犯罪を犯して再びまた逮捕されて累犯になるという問題があります。そうしたことを考えた場合に、ここと一緒なのかどうかわかりませんが、刑を重ねて社会的基盤を失った人々というものも、この中に含まれるのかなと思いましたので、このあたりをどのように取り扱うのかということも今後の課題かなと思いました。

○座長

はい、ありがとうございます。それじゃ、また意見ありましたら、直接事務のほうへ連絡いただきたいと思います。資料4が残っていますので、そちらのほうの説明を事務のほうからお願いします。

(2) 第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）における基本的な考え方について

○事務局

それでは、議題2、次期計画における基本的な考え方ということで、大きな基本的な枠組みであります、第2章につきまして、また皆様から御意見をいただきたいと思います。

資料4、「第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表（第2章部分）」をお願いします。本資料は、先ほど骨子を説明しました第2章の計画の基本的な考え方、現計画と改定計画案を比較するため取りまとめた、たたき台の資料です。先ほどから、各委員から基本的な考え方の中にも意見をいただいておりますので、その辺も踏まえて内容を説明します。

まず、「1 計画改定の趣旨」ですが、先ほど東日本大震災の記述についての意見もありましたので、その辺も含めて今後計画改定の趣旨を取りまとめていく中で、また各委員の皆さんから意見をいただきたいと思っています。

それでは、2ページをお願いします。まず、「(1) 計画の目標」です。これは、今の計画の目標と一緒にですが、「一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」、これは「明日の京都」の目標ですが、その「実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、人権について、学び、考え、実践していくこと」により、人権という普遍的文化を京都府において構築すること、これを計画の目標としておりまして、下線にありますように、参加するだけでなく、考え、行動するということも修正をしています。

次に、この下の○ですけれども、ここは新しく追記する部分でして、目標の実現に向けた基本的な考え方として3つを挙げています。1つは自己実現・幸福追求という観点から、①一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求することができること。2番目に個人の尊重という観点から、②一人ひとりが個人として尊重されること。3番目に共生社会の実現の観点から、③一人ひとりの個性や違いを認め、尊重し合うこと。ということで、この基本的な考え方3つを新たに追記しようとするものでして、これは、現計画の4つの教育・啓発の視点から抜き出したものをここに、書いています。

3ページをお願いします。「(2) 計画の性格」や「(3) 計画期間」は、先ほど説明しましたとおりです。「(4) 人権教育・啓発の考え方」では、この計画における教育・啓発の考え方、概念について、現計画と同様の内容で記述することとしています。

4ページをお願いします。「3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針」についてです。

この基本方針につきましては、現計画の4つの視点と同様に、1つは、共生社会の実現に向けた人権教育・啓発。2番目が、一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発。3番目が、先ほどちょっと意見があったんですが、身近な問題から考える人権教育・啓発。4番目に、生涯学習としての人権教育・啓発ということで、基本的には現計画と同じ基本方針となっていますが、並び方を現計画では身近な問題を最後にしていますが、次期計画では、まずは身近な問題からということで、順番を3番と4番と入れ違いにしています。

以上が第2章の基本的な考え方のたたき台、概要として、今後、第3章、第4章と、素案の取りまとめに当たりましては、この目標の実現に向けた基本的な考え方と、人権教育・啓発の推進に関する基本方針に基づきまして取りまとめていくこととしていますので、よろしくお願ひします。

また、別に参考資料をつけていますが、これは3月の懇話会で説明しました資料に、そのときの懇話会でいただきました意見等を反映した、現計画における取組、課題などを取りまとめた資料です。先ほど来、すでに意見をいただいておりますが、第3章、第4章の素案の取りまとめに当たって意見がありましたら、あわせてお願ひします。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○座長

はい、ありがとうございます。ちょっと時間の配分が偏ったんですけれども、意見あるいは質問ありましたら、どうぞ。

○委員

実は、今、資料4で説明いただいたことについては、その骨子が資料3に示されていたので、結構もう内容については話し合いができたというふうに思うんですけども、私もいろいろ言わせてもらいましたし、各委員がいろいろ言われたことを受けて、結構、文字修正という形になっていくと思うんです。

今回、たたき台という形を出していただいたんですが、例えば第1回目の話し合いという形でこういうふうにもいろいろ出ささせていただいて、次の懇話会までの間に、各委員がどんな思いを持っておられるかというのをヒアリングと言ったら何か言い方が悪いんですけども、またそれぞれ聞いて回るといふふうに聞いているんですけども、例えばどういうふうに進めるのかちょっと今見えなくなってしまったので、そのイメージを教えてください。

○事務局

はい。特に各委員の意見を伺う予定をしていますが、本日、第2章で基本的な考え方とか基本方針に意見をいただいて、それはそれで取りまとめにいくこととしていますが、「第3章 人権問題の現状等」というのと、あと「第4章 人権教育・啓発の推進」の部分、この部分については、今、関係部局と調整をしながら、また、本日の意見等を踏まえながら、素案の原案をまず取りまとめて、その段階で、それぞれ専門分野の各委員の先生のほうに内容を説明して意見をいただいて、その意見を踏まえて素案を取りまとめていくと。それを8月の第2回の懇話会で、第3章、第4章を中心に意見をいただくというようなイメージを考えています。

○委員

では、資料1に示されていた「5 改定に係るスケジュール」という予定表で、6月16日が第1回懇話会ということで、きょうが大枠の部分ですね。具体的には、第2章までをこの全体会

という形でいろいろ意見を出し合ってもらって、その後は、第3章以降の個別の部分については、素案をつくった段階でそれぞれの関係の方に聞いて回って、もちろんその担当部局からの話も出てくると思うので、それを受けて第3章ができあがって、それで、第3章と第4章までが8月に出てくるということですか。

○事務局

基本的には、第1章から第5章までを、8月の第2回に出したいと思います。第1章、第2章は各委員の先生に見ていただくということと、第3章、第4章はそれぞれの専門の分野がありますのでそこを中心に見ていただくということで、基本的には全体を見ていただくんですが、第3章、第4章については、それぞれ担当というか専門の分野のところを中心に見ていただいて意見を踏まえて素案を取りまとめて、8月6日の第2回の懇話会には、第1章から第5章までの素案を説明したいと考えています。

○座長

まとめられるときに、今ある部分はいいけども、新しく加わった部分は前回、つまり今回の議論を踏まえ、そして、今から8月までの個別の委員の意見聴取も踏まえてまとめましたと、それがわかるような形で出していただけたら議論が進めやすいと思います。

今、もう既に第3章、第4章の意見もかなり出ていますけれども。はい、どうぞ。

○委員

この「(1)計画の目標」のところ、差別をなくすというところがないようにも思うんですが、もし、意図的に書かないということではなかろうかとは思いますが、入れるとすれば、②のところ、尊重され差別されないこととかいう形になるのかなと思います。先ほど委員が言われてた平等権の問題、もうちょっと意識して入れるとすると、この②になるのかなと思います。まだまだ社会的差別は残っていると思うので、入れておく必要があるように私は思うんですけれども。

○座長

ほかのいろんなところを組み合わせれば出てくるとは思いますが、特に差別という形でどういうふうになったというのは、今の段階で結構ですので、事務局のほうで反論があればお願いします。

○事務局

はい。指摘いただいた、基本的な考え方の2番目については、おっしゃるとおり平等権ということ念頭に置いて書いています。今ある差別というのをなくしていくことというようなことも含めて、どういう記載の仕方がいいのか、よく考えて、御指摘を踏まえて検討していきたいと思っています。

○座長

はい、ありがとうございます。ほかに、特に、資料4について、これは言っておきたいということがありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○委員

先ほど、少数者を大切にするというのが、この人権の取組だというお話の中で、民主主義なので、多数の意見で進んでいくんだけど少数者のことも目配りしないといけない、でも、それがすごく今言いにくい社会になっているというか、そういうものに対する風当たりがきつくなっているみたいなお話があったのが、ずっとひっかかっていたんです。

本来、民主主義というのは、少数者の意見も大切にするとし、少数者を含めたあらゆる人に基本的人権を保障していく、そういう人も含めた人権を尊重していくというのが民主主義だと思うんですけども、もしかして最近の若い人たちは民主主義イコール多数決と思っているんじゃないかなって、すごく心配な場面が多いです。

それで、非常に社会的影響力のある方が住民投票で負けたら、もう負けたから自分は引退する。負けた意見が通らないのは、それが民主主義ですからみたいなことをメディアの前で発言して、それが潔いというふうに受け取られたりしてですね。若い人たちは、それが民主主義だみたいに、勝ったら全部とってしまおうし、負けたら全部失ってしまうのが民主主義だというふうに誤解をしているのではないかなと、心配することが多いんです。

本当は、片方が勝った、負けたという場合にも、これだけたくさんの方がこういう意見を持っていたんだったらそれも加味しながら、その後の政策を進めていきますというのが民主主義のあるべき姿だと思いますし、少数者が大切にされるということが本当に、民主主義社会として成熟した姿だということを、多分この推進計画なんかではそれはもう当たり前のこと過ぎて書かれていないのかなという気がしますけれども、この御時世ですので、どこかでそういうこともちょっと強調して入れていただいたほうがいいのかなと思います。

○座長

はい、ありがとうございます。当然のことなだけけれども、それに対して特に注意を喚起する必要があるような社会的趨勢というか、それにも気配りが必要じゃないかという意見だろうと思います。

何が成熟した民主主義かというのは本当に難しい問題なんですけども、ある意味で、2大政党制というのは、それぞれの政党が持っている基本的な立場の違いだというのはあっても、それは、もう一方のものを完全に無視するというんじゃなくて、そういうものがあるということ踏まえて多数者が行動するという事だろうと思いますので、その辺を人権という枠組みでどういうふうに表現するか難しいんですけども、自然にそうしたことを認めているようにもっと表記を心がけるということは必要だろうとは思いますが。

要するに民主主義というのは、多数決がオール・オア・ナッシングじゃないということ。そして、社会というのは絶えず多数の意見、いろいろ異なる意見を持って動いていくべきものということ。書いてあることですから伝わるだろうとは思いますが、最近の風潮として、それが伝わりにくいのであれば、これは10年に1回の計画ですので、どこかでこうイメージ的にわかるような書きぶりを考えることではないかということだろうと思います。

全般で、第1章、第2章、第3章で時間を使い過ぎたので、第4章の議論もかなり出ているとは思いますが、これは言っておきたいということがありましたら、どうぞ。

○委員

先ほどの意見の繰り返しになってしまいますけれども、このたたき台の目標ですね、「2 計画の目標及び性格等」の「(1) 計画の目標」①から③のところで、前半の議論で2番と3番のところの記述が似通った書き方になっているんじゃないかというような意見もありました。

私個人として、尊厳ということを先ほど言いました。尊厳という言葉は使っていただいているのでそれでいいんですけども、守るという、尊厳が守られるということ、そちらのほうも実はすごく意味があるのかなと思いましたが、具体的には、例えば②番のところの後半のところ、「尊重されること」となっていますけども、このあたりを「尊厳が守られる」というようなことにすることによって、3番との差異も出るのかなと思いましたが。検討いただけたら幸いです。

○座長

具体的な提案ですので、事務局のほうよろしくをお願いします。

○事務局

具体的にどう表現するか、いろいろな方の意見を踏まえまして、表現については検討していきたいと思えますし、意見はしっかりと受けとめてやっていきたいと思っています。

○座長

先ほども説明ありましたように、7月全部使って8月中にもう一度、第3章、第4章を議論する機会がありますので、きょう出し尽くす必要はないんですけども、もし、きょうこれだけはぜひ言っておきたいということがありましたら、あと二、三分ゆとりがありますので、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

○委員

資料2に表されている「第3章 人権問題の現状等」のところで、百姓一揆の傘連判状みたいにか丸くあって、もう別に人権問題は全部同じ扱いだから、どれが筆頭課題だとかというふうにしないで済めばいいねと言っていたのを思い出したんですけど、先ほどの意見で、3段階に分かれているという表現をされたんですが、恐らく京都府としては、人権問題の現状等のところの課題は、担当部局がはっきりしているかどうかということもあって、こういう並べ方をしているというふうに推察しているんです。

それともう一つは、新しい人権課題というのはどんどん出てくることで、表現は悪いですけど、むしろ大きくくりまとめて、「ここはやってよね」みたいな担当部署になっていると思うんです。例えば犯罪被害者等のところでも、先ほど意見があったみたいに、刑を終えて出所した人たちに対する対応ということも福祉のほうではやっておられると思うんですね。そういう、担当部署がはっきりしているところについて、大きくくりにせざるを得ないというふうに理解していますので、そういうことがはっきりしているものは、項目として挙げてですね。まだ途中の段階って言ったら失礼ですけども、問題提起があるけど、まだまだ、さまざまな人権というところにしか、簡単に言うと人権啓発推進室でしか対応ができていないというようなところは、もう、さまざまな人権というふうに、実態に則した形での表し方をさせていただいて、どこが本当に責任をとってくれるのかということが、フォローアップの会議でわかるような項目にさせていただけたらなというふうに思います。

○座長

はい、ありがとうございます。

その他

(1) 「人権教育を推進するために（平成27年度版）」について

○座長

最後に、参考資料で「人権教育を推進するために（27年度版）」という冊子がありますので、これについて取り上げたいと思います。説明をお願いします。

○事務局

教育委員会です。よろしくお願いします。

私のほうから、教育委員会が毎年策定をしています、「人権教育を推進するために」について、その概要を説明します。

まず、策定の趣旨についてですが、表紙めくっていただいて1ページをご覧ください。そこに、「1 はじめに」というところがあります。

今回、見直しをしています新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえまして、教育委員会におきましても、学校教育や社会教育における人権教育の推進を図ることを目指し、府教育委員会が推進する人権教育について、その基本的な考え方と、年度ごとに重点的に取り組む内容を明らかにするために策定をしています。

「2 基本的な考え方」ですが、「新推進計画」の目標であります、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」という目標を達成するために、1点目として学校教育・社会教育ともに、同和教育で積み上げてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進すること。2点目に、人権教育の推進に当たっては、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に取り組むこと。3点目、そのために生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえて、地域の実情にも応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、人権教育を推進することということを基本的な考え方としています。

次に、3番以降で、「人権教育の基本的取組方針」について記載をしています。ここでも、学校教育と社会教育を分けて、それぞれ6つの方針を掲げています。

学校教育では、「ア あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進」としまして、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけ、一人一人を大切にした教育の推進を図ること。次のページに移りまして、「イ 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成」としまして、児童生徒が発達段階に応じて、自分の大切さ、また他の人の大切さを認めることができ、それがさまざまな場面等で具体的な態度や行動に現れるような資質・能力を育てること。「ウ 生涯学習の視点からの推進」として、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身につけさせること。

以下、「エ 家庭・学校・地域社会・関係諸機関との連携」、「オ 社会教育等との連携」、「カ 教職員の認識の深化と指導力の向上」としまして、教職員みずからが確かな人権意識を持って、人権教育に関する知識、技能を向上させること。以上、学校教育におきましては、6つの基本的取組方針としています。

次に、「(2) 社会教育」ですが、「ア 人権教育推進体制の確立」として、幼児から高齢者に至る、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じまして、人権尊重の意識を高める教育を推進すること。「イ 身近な生活の場における学習活動の促進」として、学校、家庭、地域社会、職場などにおきまして、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけて、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進すること。「ウ 多様な体験活動の充実」として、ボランティア活動や自然体験活動などを人権尊重の心を培う機会としまして充実に努めること。「エ 学習内容や方法の工夫改善」として、学習教材を充実して人権学習資料集等

の効果的な活用を促進するとともに、参加型学習のプログラムを提供するなどして、学習内容や方法の工夫改善に努めること。

以下、「オ 指導者の養成と資質向上」、「カ 総合的な取組の推進」。社会教育におきましては、以上6つを基本的な取組方針としています。

次に、学校教育、社会教育、それぞれの今年度の重点的取組事項についてですが、

まず、「学校教育」ですが、大きく5つの項目を重点項目として、あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進に今年度取り組むこととしています。初めに、「学力の充実・進路保障」としまして、基礎学力の充実、中途退学・原級留置の解消、不登校の未然防止と解決に向けた総合的な取組など、個に応じた指導方法の工夫改善。また、社会的自立を図る進路指導、保幼・小・中・高の連携の推進などによる生涯学習の基盤を培う指導の充実に取り組むこととしています。

2点目は、「人権学習の充実」としまして、人権を尊重する態度とか行動につながる人権学習の充実を図るために、教育委員会で策定をしました人権学習資料集、また実践事例集などを有効活用するとともに、今日的な課題も取り入れるなど、学習内容の工夫改善に努め、人権学習の一層の充実を図ることとしています。

次に、「児童生徒の集団の中での人間関係づくり」としまして、集団の中で互いを理解し尊重しながら信頼で結ばれ成長し合う人間関係、また自尊感情の育成等に努めてまいります。

次に、「家庭・地域社会・関係諸機関との連携」としまして、今年は新たに京都府子供の貧困対策推進計画の策定がありましたので、それを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育つ環境に左右されることがないように、教育の機会均等を実現するために福祉関係機関と連携協力して、よりきめ細かく家庭との連携を図っていききたいと考えています。

最後に、「教職員の人権意識の高揚」についてですが、教職員の大量退職、大量採用の時代となりまして、総合教育センターでの人権研修を充実することともに、各学校における同和問題の成果と手法への評価を踏まえた継承と活用を推進するため、今年3月に作成しました教職員人権研修ハンドブックや法やルールに関する教育ハンドブック等を効果的に活用して、教職員の人権意識の高揚に努めていききたいと考えています。

詳細は、4ページから6ページに記載していますので、また後ほどご覧いただきたいと思ます。

続いて、裏面の「社会教育」についてですが、「自己実現とすべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けて」、社会教育では3つの項目を重点事項として取り組むこととしています。初めに、「生涯学習としての人権教育の推進」としまして、人権尊重の理念またさまざまな人権問題についての正しい理解、認識を深めるために、また加えて障害のある人の社会参加の促進等に向けて、多様な学習機会を提供して人権意識の高揚に努めることとしています。

次に、「学習内容や方法の工夫改善」としまして、人権学習資料集<社会教育編>というのを作成していますが、そうした資料をはじめとする人権学習資料集等を効果的に活用しまして、府民の自発的な学習活動を促進する。また、学習者のニーズを踏まえた学習教材の充実に取り組むこととしています。

最後に、「指導者の養成と資質の向上」としまして、地域の実情に応じた学習活動を明確にし、あらゆる人権問題の解決に向けて、学習活動を推進する指導者の資質向上を図るために、人権教育指導者研修会等を実施することとしています。

詳細は、6ページから7ページに掲載していますので、これもあわせて後ほどご覧いただきたいと思ます。

以上が、教育委員会で今年度取り組む重点的取組事項です。よろしく願います。

○座長

ありがとうございました。教育といっても、学校教育、社会教育、全てをカバーしていますので、非常に間口が広い説明になったかと思えますけれども、何かお気づきのことがありましたら、お願いします。はい、どうぞ。

○委員

全般的な感想なんですけれど、教育ということですから社会人として育てていくということが最終目標だとは思いますが、人権を自分でどう守るかというところの視点が少し弱くないかなというところがありまして。

ここでは、コンプライアンスの問題等も全く触れられてないようにも思いますし、自分でどう守れるのかというところの視点もう少し入れていただけたらなど。ちょっと法教育にも関連するんですけども、そういったところもないと、人の人権を侵害したらいけないよだけでは足りないのではないかな、何かもう少しあればという感想です。

○座長

はい、ありがとうございました。これまで少なくとも京都府の場合、人権教育のタッグが弱く、同和教育は、私は不当な差別の禁止という点では確かに人権の核心をついた問題であるし、それが今まで役割を果たしていたと思います。

ただ、今指摘があったように、こうしたらいけません、差別をしないでおきましょうということがどうしても中心になるので、いや、そうじゃなくて、同和、部落の人だけじゃなしに、人権は我々みんなの問題であると、その実現のためには、自分としてどう行動したらいいかという視点がどうしても前面に出てこないというか、こういう問題はあるわけです。

私も、他府県も含めて人権問題に接する機会が多いんですけども、その切りかえ、切りかえというか拡張がこう、うまく行ってる自治体と必ずしもそうでもない自治体とがあるので、そのことは京都府でもお考えいただきたいし、まさに人権教育を推進するためという平成27年度版をつくられる。あるいは、これから10年を踏まえて大きく計画が動こうとしているその機会を捉えて、その点は考え直していただくべきではないかと、個人的には思っています。

今の意見は、そういう点も踏まえてのことであったのではないかと思います。

ほかにも、御意見あれば、どうぞ。コメントでも、クエスチョンでも結構です。はい、どうぞ。

○委員

現場の学校の先生、忙しくて大変ですよ。それで、こういう冊子をつくられて、これを実現するための時間が物理的にとれるんですか。どんな状況なんでしょう。

○事務局

委員の言われるとおり、学校の現場の教職員は非常に繁忙というか、我々も認識しています。

現場の実態でいえば、この人権研修というのを教職員の校内研修でやっていますのが、大体年間2回ぐらいで、夏期休業中とか、そういうときに集中的にやったりしています。もう一つは、人権週間の前後とかで。

もう一つは、各学校での人権学習ですけども、実を言うと特別活動というのがありまして、その中で人権旬間というか週間を設けてそのときにやったり、人権月間が8月で、ちょうど夏期休業中でできませんので、どちらかと言えば人権週間の前にやったりしているのが実情で、年間3

回はなかなか非常に難しいので、1学期に1回、2学期に1回という形で、特別活動で人権学習はやっています。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。これはもう本当に、先生は教科だけでも、やらないといけないことがものすごくあるので、我々が思う以上にお忙しいし、まして個々の生徒、その家庭までというところへも、気が行く時間がないぐらいですね。その中で、こういう非常によくまとまった冊子をつくられても、それがどういう形で生きていくか。これは本当に難しい。ですから、教育そのものを通して人権の大切さというか、守るというか、尊重するということを実践していく必要があるんだと思います。

教員の資質向上、指導者の指導力ということは触れられているんだけど、それが紙の上の名目だけにならないように、教育委員会も大変だと思いますけれども、今の指摘も踏まえて生かしていただけたらと思います。どうぞ。

○委員

少し関連することですが、確かに家庭、学校、地域社会、関係諸機関との連携というのは、やられてしかるべきだなと思いますし、確かに学校現場というのは今大変だろうなと思います。その一方で、教育現場から家庭もしくは地域、もう一つは職場だと思うんですが、そこに、訴えていくことも大事だろうと思うんです。

先段、意見も出ていましたように、ワーク・ライフ・バランスが大変重要視されているわけですが、親が子どもに対して家庭内できちんとした教育をするという時間、親子の触れ合いとかいうところは大分と希薄化してきているというのもあるんですね。えてして、全て教育は学校ですべきという、間違った親の意識というところもあるかと思いますが、教育関係者に対する重点の置き方も重要ですが、その一方で、各家庭を中心とした、一つの責任というか、教育を重要視する訴えをもう少し外に向かって発信されるのもいいのではないかなというのが、少し感じたところです。以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。PTAで、お母さんが主体で来るというのも考えたら問題なので、なるほど会社で仕事しているお父さんに来てもらって、会社ではパワハラとかいろいろありますけども、そういうお父さんの現に生きている社会の中で人権がどうなっているのかということも、その人権教育の中で明らかになる場があるようなですね。

これは、教育委員会だけに、あるいは先生方だけにお願いするのも大変ですけども、今おっしゃった中で家庭ももちろんですけども、職場に対する働きかけというのは、はっきり言ってほとんどないというのが現状ではないかと思いますが、そういう点、むしろ考えがあれば、教育以外の方でも説明いただけたらと思います。

○事務局

私も同じなんですけど、仕事についてはなかなか難しいものがあって、今、実を言いますと、それは教育委員会だけでは無理ですので、雇用のほうの労働環境とか府民生活の男女の参画のところとか2種類あって、実を言いますと、先日も京都労働局と話し合いを持ったんです。そういう取組をしながら企業にも啓発していこうということで、今、取組を徐々にですが進めています

ので、今後、労働局とか関係部局と一緒に、男女共同参画とかワーク・ライフ・バランスという取組を進めていきたいと考えています。

○座長

はい、ありがとうございます。企業でも、人企連という、時々私にも講演頼まれたりしますが、企業は企業でやっているんですけど、横のつながりというか、全体的な取組というか視点が欠けている。

これは、日本の、もう明治以来そういう文化が築き上げられてきているので、内閣であることをやろうとしても省庁別々で、一緒に取り組むということは非常にやりにくい。人権についても同じ問題は残っていると思います。

だけど、特に人権については、これを破る努力を人権担当者のほうでも進めていただきたい。関連する部局があれば当然声はかけていただいて、部局を超えて最後は行政の長になると思うんですけど、その長に向かって、人権をちゃんとやろうと思ったらこういうことをしないといけないということをまさにボトムアップで伝えていただくというか、そういう中で、私は日本の民主主義はより成熟していくんだらうと思います。

今、特にお答えということではなくても、お考えいただけたらと思います。はい、どうぞ。

○委員

重ねるような言い方になるのかもしれませんが、学校教育というのは学校の先生だけじゃなくて、これ10年先を見据えた考えですよ、確かに10年先はどうかわかりませんが、その間にいろんな条件が変わってくる。

そうすると、学校教育というのは、今言われたみたいに、先生たちだけじゃなくて、そこにかかわる父兄と融合していく、学校と会社がぶつかる連携じゃなくて、中に融合していく連携にしていけないと変わらない。

さっき言われたみたいに、労働局に話が行くということは、労働時間内で、こういうことを実行してくれたらいいんですよといった労働環境もつくっていかないと絶対無理なわけで、学校の先生だけ教育したって、学校の先生はどんどん疲弊していく。

これから、PCとかいろいろ使って、もっとインターネットができて、もっと楽な教育環境になるかもしれないですし、これ、わからないんですけども、学校の固まり、会社の固まりという連携じゃなくて、違う連携を模索してもらうことで初めて人権というものが、広がっていくことになるんじゃないかなと思うんです。

その融合する形というものを、この委員会が10年先にもずっと続くのかわかりませんが、名もない委員たちがそういうことを一生懸命考えてるということから考えれば、違う人権の形、10年前とは違う状態、社会になってきているわけですから、固まりではなくて融合していくために、人権を融合させていく中でよりよいものにしていくには、社会全体を変えていかなくてはならないわけですから、その中に社会教育と学校教育を分ける必要は何らないように思います。

○座長

ありがとうございます。国会の与野党の対立を見ていると、自分と違う意見とどうやって統合して、そして、国民の生活にそれがプラスになるように生かすかという姿勢も本当に欠けているので、対立で自分の主張をすることは、それはテレビで目立つかもしれないけども、それは国民のためにはなっていないわけですよ。

先ほどの明治以来の日本の文化とは思いませんけども、我々はせっかく何年か一緒に人権について考える以上、多少とも具体的に府民の人権につながるような、あるいはいい意味での拡張につながるようなことをこの懇話会としてはやりたいと思いますので、今いろいろ出ている意見は、そういう意味。対立よりは融合と。そのことは、実は民主主義の根幹に当てはまるということですね。

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

どこの部分に入れるかというのはすごく気になっているんですけど、先ほどから言われている、学校教育の中で、子どもたちが自分たちの意見をどう言えるかということがすごく重要だと思っています。

子どもの人権問題というところで、これが先生たちに方向性を示すというものでしょう、そうなれば、もっと子どもの意見をきちっと聞くとか、受けとめるとか、寄り添うとか、そういう意向がぜひ入ってほしいと思います。

そうすると、「(3)子どもの人権問題」の、8ページの4行目ですが、「さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」というのは、妙に言葉にひっかかっています。「悪い環境」には左右されないと。でも、子どもはその地域環境の中で育つものだから、何かこの表記が今ちょっと言葉が出てこないけど、何かすごくひっかかっているんです。また考えますけど。

○座長

はい。子どもだけだというけど、我々も生きていく上ではどうしても、いろいろ制約受けるので、それがマイナスのイメージに捉えられないように、その辺の工夫は必要だろうと思います。

あと5分ぐらい、この問題を発言いただくゆとりはあります。はい、どうぞ。

○委員

2点申し上げます。1つは、表紙を開いたところの、この色刷りのページですね、「学校教育」と「社会教育」をわかりやすくまとめてくださっているところに、学校教育のほうで「学力の充実・進路保障」というところで、中途退学・原級留置の解消、不登校の未然防止と解決に向けた総合的な取組ということが書かれてありまして、とても大切な点だと思いましたので、本文のほうをちょっと探して一生懸命読んでたんですけども、5ページの「カ 同和教育上の残された課題の解決」というところに書かれていて、もちろん同和教育上の残された課題でもあるんだとは思いますが、もっとう今この制度を取り巻く全体のところ、ちょっと記述がないのが残念だなと思いましたことと、最後の「2 個別の人権問題に関する重点的取組」という、この7ページ、8ページのところなんですけれども、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人ということで、それぞれ、女性だったら女性に対する人権侵害もいけないし、でも、女性自身も自分の権利をちゃんと保障されないといけないと書いてある。高齢者も、高齢者に対する尊厳や感謝の心を一方で育てるし、また高齢者自身が生き生きと生活できるようにという、障害のある人もそういう双方向の書き方がされていると思うんですけども、「6 外国人の人権問題」に関しては、何か外国人に対して理解し尊重するとか国際理解、相互の人権を尊重し合うということが書かれてあるんですけども、外国人自身がという視点が書かれてないのが、残念だなと思った点です。

○座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○事務局

1点目の、今言っていただいた基礎学力の向上というのは、4ページの「ウ 生涯学習の視点からの推進」のところ大きく学校教育の大きな柱として、「生涯にわたって学び続ける基礎を培う視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障」という形で、そこに書かせていただいて基礎・基本の徹底を図るということで、ここで大きくうたっています。

それと、いろんな意見をいただいているんですが、実はこれは教職員とか、社会教育の担当者、指導者に配っている資料なんです。それで、京都府教育委員会としては、教職員には最低限この内容の理解に努めなければ学校教育の中で人権が根つきませんので、そう意味合いを持って書いています。

ですから、いろんな意見をいただいているんですが、まず、何でこのカラー版を最初に持ってきたかというのは、実を言いますと、なかなか全部は読んでくれない教職員も多いんじゃないかということで、1ページ目にこれを見てくれと。これを見れば、何を大きな視点に置いてるか教職員は理解してくれると思ひまして、一番目の1ページ目に置いているんです。こんなのを最初にしたら最後まで読んでくれないんじゃないかという意見も出ましたが、私たちはそういう思いを持って1ページにしました。

ですから、人権というのは、まずは学力の保障だと。それは、学校教育の教育面ではそこが一番大事だということをうたいながら人権問題解決に向けて人権学習をすると。それと、やはり集団づくりというのが、学校の中ではやらなければならないことだということを教職員に理解させるためにこういうページをつくっていますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○委員

もちろん、その辺のところを否定しているわけではないですし、そういう意見は、現場の話としてわかります。

私が申し上げたかったのは、学校の先生が教えるという人権ではなくて、ともに父母とともに学んでいきましょうという姿勢があることが、結局はトラブルも減らしていくし、会社組織の中でそういうことを言っていよいよということを緩めてくれる、そういうふうな社会生活をおくれる職場につながっていく。だから、学校との連携ができることが大事じゃないかという意味を言いたかったのであって、否定するものではありません。いつも先生が父兄に教えるというのであれば、またそこには摩擦もあると思いますので、そうじゃないような仕組みになっていただけるとありがたいと思います。

○座長

ありがとうございました。子どもの表現の自由というのは、子どもの権利条約にも出てくるので、その目指すところは、今お答えでもおっしゃったようなことだろうと思います。あと、外国人の部分の記載について、お答えありましたら、お願いします。

○事務局

少し検討させていただいて、平成 28 年度版のときには、今回、計画の指針も変わりますので、そのあたりを踏まえて、今言っていたことについては十分考えさせていただきたいと思います。

○座長

もちろん外国人の双方向性というのはちょっと難しいとは思いますが、考え方としていろいろ取り入れていただけたらと思います。

それじゃあ、もう時間ぎりぎりになりましたけれども、このあたりでマイクを事務局へお返しします。